

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">海外投資（株式等）保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00009 沿革（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>令和5年1月30日 一部改正</u></p>	<p style="text-align: center;">海外投資（株式等）保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00009 沿革（略）</p>	
<p><u>（定義）</u></p> <p><u>第1条の2 この約款における用語の定義は、次の各号に定めるところによるもののほか、海外投資保険運用規程（平成29年4月1日17 - 制度 - 00052。以下「運用規程」という。）別表に定めるところによる。</u></p> <p><u>一 「日本貿易保険」とは、法第3条に規定する株式会社日本貿易保険をいう。</u></p> <p><u>二 「株式等」とは、株式その他の持分をいう。</u></p> <p><u>三 「被保険投資」とは、被保険者によるこの証券記載の投資先企業に係る株式等の直接的な取得をいう。</u></p> <p><u>四 「被保険投資の相手方」とは、被保険者による直接の投資先企業であって、この証券記載の投資先企業をいう。</u></p> <p><u>五 「再投資」とは、被保険投資の相手方による直接又は間接の投資をいう。</u></p> <p><u>六 「再投資先企業」とは、被保険投資の相手方による直接又は間接の投資先企業をいう。</u></p> <p><u>七 「てん補対象企業」とは、被保険投資の相手方をいう。ただし、再投資先企業が存在する場合には、被保険投資の相手方及び再投資先企業のうち、この証券においててん補対象として定めるものをいう。</u></p>		

<p>八 「中間企業」とは再投資先企業であって、てん補対象企業に対して直接又は間接に投資するものをいう。</p> <p>九 「主要な事業資産等」とは、不動産、設備、原材料その他の物に関する権利、鉱業権、工業所有権その他の権利又は利益であって事業の遂行上特に重要なものをいい、再投資先企業の株式及び再投資先企業向け貸付金債権を含む。</p> <p>十 「取得のための対価の額」とは、被保険者による被保険投資の相手方の株式等の取得に要した額又はその評価額としてこの証券に記載された金額をいう。なお、株式等の取得後に、この約款に定めるところに従い当該株式等を評価した場合にあっては、その直近の評価額としてこの証券に記載された金額をいう。</p> <p>十一 「対象株式等」とは、株式等（ただし、てん補対象企業のものであって、被保険者持分（日本貿易保険が合理的に算出する被保険者の直接又は間接の投資割合をいう。以下同じ。）に相当する部分に限る。）をいう。</p> <p>十二 「配当金請求権」とは、対象株式等に対する配当金の支払請求権をいう。</p> <p>十三 「対象株式等喪失支払金等」とは、対象株式等の喪失（第2条第1項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる事由によるものを除く。）により支払われた金額又は対象株式等に対する被保険者、被保険投資の相手方、又は中間企業への配当金をいう。</p> <p>十四 「送金不能日」とは、第2条第1項第5号イからホまでのいずれかに該当する事由により対象株式等喪失支払金等をこの約款で定める国又は地域に送金することができなかつた日をいう。</p> <p>十五 「送金不能額」とは、対象株式等喪失支払金等のうち、送金不能日から2月以上の期間にわたりこの約款で定める国又は地域に送金することができなかつた金額であって、第2条第1項第5</p>		
--	--	--

<p><u>号イからホまでのいずれかに該当する事由の発生前に送金し得べきであった金額を除いた額（ただし、被保険者持分に相当する金額に限る。）をいう。</u></p> <p>十六 「<u>監査済財務諸表等</u>」とは、<u>貸借対照表その他決算関係書類又はこれに準ずる書類であって、その適正性について公認会計士又はこれに準ずる者（以下「公認会計士等」という。）による保証があるものをいう。</u></p> <p>十七 「<u>未監査財務諸表等</u>」とは、<u>貸借対照表その他決算関係書類又はこれに準ずる書類であって、その適正性について公認会計士等による保証がないものをいう。</u></p> <p>十八 「<u>財務諸表等</u>」とは、<u>監査済財務諸表等及び未監査財務諸表等を個別に又は総称していう。</u></p> <p>十九 「<u>被保険者等</u>」とは、<u>保険契約者、被保険者若しくは保険金を受け取るべき者又はこれらの者の役員、代理人若しくは使用人をいう。</u></p> <p>二十 「<u>外国政府等</u>」とは、<u>外国の政府又は地方公共団体若しくはこれらに準ずる者をいう。</u></p> <p>二十一 「<u>てん補対象企業の所在国等</u>」とは、<u>各々のてん補対象企業の所在する国又は地域をいう。</u></p> <p>二十二 「<u>事業地国等</u>」とは、<u>事業地の国又は地域をいう。</u></p>		
<p>(てん補危険)</p> <p>第2条 日本貿易保険は、<u>てん補対象企業に係る</u>次の各号のいずれかに該当する事由により<u>被保険者が</u>受ける損失を、この約款（別に特約を締結したときは当該特約を含む。以下同じ。）の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。</p>	<p>(てん補危険)</p> <p>第2条 <u>株式会社</u>日本貿易保険（以下「<u>日本貿易保険</u>」という。）は、<u>被保険者がこの証券記載の海外投資（以下「被保険投資」という。）を行った場合において、</u>次の各号のいずれかに該当する事由により受ける損失を、この約款（別に特約を締結したときは当該特約を含む。以下同じ。）の定めるところに従い、てん補する責めに</p>	

<p>一 <u>対象株式等又は配当金請求権</u>を外国政府等により奪われたこと。</p> <p>二 <u>てん補対象企業</u>が戦争、革命、テロ行為その他の内乱、暴動又は騒乱により損害を受けて当該<u>てん補対象企業</u>について次のイからニまでのいずれかに該当する事由（以下「事業不能等」という。）が生じたこと。 イ～ニ （略）</p> <p>三 前号で定めるもののほか、<u>てん補対象企業</u>が本邦外において生じた以下に掲げる事由により損害を受けて当該<u>てん補対象企業</u>について事業不能等が生じたこと。 イ （略） ロ 国際連合その他の国際機関又は<u>てん補対象企業の所在</u>国等及び事業地国等以外の国等による経済制裁 ハ～ホ （略）</p>	<p>任ずる。<u>ただし、被保険投資の相手方が投資先国又は地域以外の国又は地域において直接又は間接に保有する不動産、設備、原材料その他の物に関する権利、鉱業権、工業所有権その他の権利又は利益であって事業の遂行上特に重要なもの（（再投資先企業（被保険投資の相手方が直接出資又は間接出資を行っている企業をいい、間接出資の場合は中間法人を含む。以下同じ。）の株式及び再投資先企業向け貸付金債権を含む。）以下「主要な事業資産等」という。）に係る第2号から第4号までのいずれかに該当する事由により受ける損失にあっては、当該主要な事業資産等の所在する国又は地域がこの証券に記載されている場合に限る。</u></p> <p>一 <u>被保険投資の目的たる株式その他の持分（以下「株式等」という。）又は株式等に対する配当金の支払請求権（以下「配当金請求権」という。）を外国の政府若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる者（以下「外国政府等」という。）により奪われたこと。</u></p> <p>二 <u>被保険投資の相手方</u>が戦争、革命、テロ行為その他の内乱、暴動又は騒乱により損害を受けて当該<u>被保険投資の相手方</u>について次のイからニまでのいずれかに該当する事由（以下「事業不能等」という。）が生じたこと。 イ～ニ （略）</p> <p>三 前号で定めるもののほか、<u>被保険投資の相手方</u>が本邦外において生じた以下に掲げる事由により損害を受けて当該<u>被保険投資の相手方</u>について事業不能等が生じたこと。 イ （略） ロ 国際連合その他の国際機関又は<u>投資先</u>国等及び事業地国等以外の国等による経済制裁 ハ～ホ （略）</p>	
---	--	--

<p>四 <u>てん補対象企業</u>が主要な事業資産等を外国政府等によって侵害されたことにより損害を受けて当該<u>てん補対象企業</u>について事業不能等が生じたこと。</p> <p>ただし、当該<u>てん補対象企業等又は被保険者が、当該てん補対象企業等が行う事業に関する、又は投資契約を含む事業を行うにあたり必要となる</u>権利・義務関係を規定する契約を<u>外国政府等と締結する場合に、外国政府等による当該契約の義務の不履行又はこれに反する行為の結果として損害を受けた場合については別に特約が付されているものに限る。</u></p> <p>五 <u>対象株式等喪失支払金等</u>を次のイからホまでのいずれかに該当する事由により2月以上の期間本邦（<u>再投資の場合は本邦又は被保険投資の相手方若しくは中間企業の所在する国若しくは地域</u>）に送金することができなかったこと。</p> <p>イ～ロ （略）</p> <p>ハ 外国政府等による当該<u>対象株式等喪失支払金等</u>の管理</p> <p>ニ 当該<u>対象株式等喪失支払金等</u>の送金の許可の取消し又は外国政府等がその許可をすべきことをあらかじめ約していた場合においてその許可をしなかったこと</p> <p>ホ イからニまでに掲げる事由の発生後における外国政府等による当該<u>対象株式等喪失支払金等</u>の没収</p> <p>六 <u>てん補対象企業に以下のいずれかに該当する事由が生じたこと（第2号から第4号までに掲げる事由を除き、被保険者（再投資の場合は被保険者、被保険投資の相手方又は中間企業）の責めに帰することができないものに限る。）</u>。ただし、別に特約を付した場合に限りてん補する責めに任ずる。<u>また、ロに該当する事由による損失については、公的機関による当該手続が終結するまでに当該事由に係る対象株式等が処分された場合又はてん補対象企</u></p>	<p>四 <u>被保険投資の相手方</u>が主要な事業資産等を外国政府等によって侵害されたことにより損害を受けて当該<u>被保険投資の相手方</u>について事業不能等が生じたこと。</p> <p>ただし、当該<u>被保険投資の相手方等又は被保険者が外国政府等と当該被保険投資の相手方等が行う事業その他被保険投資に関して</u>権利・義務関係を規定する契約を締結する場合に、外国政府等による当該契約の義務の不履行又はこれに反する行為の結果として損害を受けた場合については別に特約が付されているものに限る。</p> <p>五 <u>株式等の喪失（前4号の事由によるものを除く。）により取得した金額又は株式等に対する配当金（以下「株式等喪失取得金等」という。）</u>を次のイからホまでのいずれかに該当する事由により2月以上の期間本邦に送金することができなかったこと。</p> <p>イ～ロ （略）</p> <p>ハ 外国政府等による当該株式等喪失<u>取得金等</u>の管理</p> <p>ニ 当該株式等喪失<u>取得金等</u>の送金の許可の取消し又は外国政府等がその許可をすべきことをあらかじめ約していた場合においてその許可をしなかったこと</p> <p>ホ イからニまでに掲げる事由の発生後における外国政府等による当該株式等喪失<u>取得金等</u>の没収</p> <p>六 <u>被保険投資の相手方についての破産手続開始の決定（法第69条第2項第2号に掲げるものを除き、被保険者の責めに帰することができないものに限る。）</u>。ただし、別に特約を付した場合に限りてん補する責めに任ずる。</p>
--	--

<p><u>業が解散された場合その他日本貿易保険が特に認めたこれらに準ずる場合に限る。</u></p> <p><u>イ 破産手続開始の決定（破産手続開始の決定の事実が公的機関により明らかにされた場合に限る。）</u></p> <p><u>ロ イに準ずる事由（当該事由が公的機関により明らかにされた場合に限る。）</u></p>		
<p>2 日本貿易保険は、<u>てん補対象企業が当該てん補対象企業の所在する国又は地域以外の国又は地域において直接又は間接に保有する主要な事業資産等に係る前項第2号から第4号までのいずれかに該当する事由により受ける損失にあっては、当該主要な事業資産等の所在する国又は地域がこの証券に記載されている場合に限りてん補する責めに任ずる。</u></p>	<p>2 日本貿易保険は、<u>前項第2号から第4号までに掲げる事由により受ける損失のうち同項第2号イ又はニの事由が被保険投資の相手方の事業の一部に生じたことにより受けるものについては、別に特約を付した場合に限りてん補する責めに任ずる。</u></p>	
<p>3 日本貿易保険は、第1項第2号から第4号までのいずれかに掲げる事由により受ける損失のうち同項第2号イ<u>又はニの事由がてん補対象企業に係る</u>事業における一の事業拠点等において生じたことにより受けるものについては、別に特約を付した場合に限りてん補する責めに任ずる。</p>	<p>3 日本貿易保険は、第1項第2号から第4号までのいずれかに掲げる事由により受ける損失のうち同項第2号イ、<u>ニの事由が被保険投資の相手方の一の事業拠点等（前項の特約を付した場合においては当該特約の対象となる事業における一の事業拠点等）</u>において生じたことにより受けるものについては、別に特約を付した場合に限りてん補する責めに任ずる。</p>	
<p>4 日本貿易保険は、<u>被保険投資の相手方又は中間企業が再投資先企業（てん補対象企業に限る。）に対して貸付金債権等を有している場合において、第1項第2号から第4号までのいずれかに該当する事由によって当該再投資先企業に係る被保険投資の相手方又は中間企業の事業について同項第2号イ若しくはニが生じたこと、若しくは第1項第6号に定める事由が生じたことを原因として当該貸付金債権等が毀損し、それにより被保険者が受ける損失、又は当該貸付金債権等について支払われた金額が第1項第5号イからホに定めるいずれかの事由によって本邦若しくは被保険投資の相手方若しくはは</u></p>	<p>4 日本貿易保険は、<u>被保険者の貸借対照表その他決算関係書類又はこれに準ずる書類（公認会計士又はこれに準ずる者の保証したものに限り。以下「財務諸表等」という。）において被保険投資の相手方の株式等として計上されている額と被保険投資の相手方の財務諸表等における当該被保険投資の相手方の簿価純資産額のうちで被保険者の持ち分に相当する金額（以下「被保険投資の相手方評価額」という。）との差額（以下「プレミアム相当額」という。）を証券で定める場合は、プレミアム相当額について第1項第1号から第4号まで又は第6号のいずれかに掲げる事由により受ける損失を、こ</u></p>	

<p><u>中間企業の所在する国若しくは地域に2月以上の期間送金ができないことを原因として被保険者が受ける損失については、別に特約を付した場合に限りてん補する責めに任ずる。</u></p>	<p><u>の約款の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。</u></p>							
<p>(てん補責任額) 第3条 前条第1項第1号から第4号までのいずれかの事由により受けた損失について日本貿易保険がてん補すべき額は、<u>以下のとおり計算する。</u></p> <p>一 <u>前条第1項第1号から第4号までのいずれかの事由に係る対象株式等（以下「非常事故対象株式等」という。）の損失においては、下表の①から②、④及び⑤を控除した残額（再投資の場合は、①から②を控除した額と③のいずれか少ない額から④及び⑤を控除した残額と⑥のいずれか少ない額。なお、別に特約で定める場合はこの限りではない。）に100分の95を乗じて得た金額とする。ただし、保険金額を限度とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="116 865 1003 1362"> <tr> <td data-bbox="116 865 174 976">①</td> <td data-bbox="174 865 1003 976"><u>非常事故対象株式等について同項第1号の事由又は同項第2号、第3号若しくは第4号の損害の発生の直前に評価した額</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="116 976 174 1219">②</td> <td data-bbox="174 976 1003 1219"><u>非常事故対象株式等について当該事由の発生直後に評価した額（ただし、当該事由の発生直後において当該事由に起因して受けた損失に係る評価の算定が困難な場合にあつては、当該評価の算定にあたり合理的に可能となった時点において評価した額とする。）</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="116 1219 174 1362">③</td> <td data-bbox="174 1219 1003 1362"><u>被保険投資の相手方及び中間企業に係る損害の発生の直前の各財務諸表等における簿価純資産額のうち被保険者持分に相当する各金額のうち最も少ない金額</u></td> </tr> </table>	①	<u>非常事故対象株式等について同項第1号の事由又は同項第2号、第3号若しくは第4号の損害の発生の直前に評価した額</u>	②	<u>非常事故対象株式等について当該事由の発生直後に評価した額（ただし、当該事由の発生直後において当該事由に起因して受けた損失に係る評価の算定が困難な場合にあつては、当該評価の算定にあたり合理的に可能となった時点において評価した額とする。）</u>	③	<u>被保険投資の相手方及び中間企業に係る損害の発生の直前の各財務諸表等における簿価純資産額のうち被保険者持分に相当する各金額のうち最も少ない金額</u>	<p>(てん補責任額) 第3条 前条第1項第1号から第4号までのいずれかの事由により受けた損失について日本貿易保険がてん補すべき額は、<u>株式等に係る損失にあつては当該事由に係る株式等（以下「非常事故株式等」という。）について同項第1号の事由又は同項第2号、第3号若しくは第4号の損害の発生の直前に評価した額と当該非常事故株式等の取得のための対価の額とのいずれか少ない金額から、配当金請求権に係る損失にあつては当該事由に係る配当金請求権（支払期日の到来したもの又は第27条第1項の規定により日本貿易保険が損失の発生を確認したものに限る。以下「非常事故配当金請求権」という。）について、前条第1項第1号の事由又は同項第2号、第3号若しくは第4号の損害の発生の直前に評価した額から、次の各号に掲げる金額を控除した残額に100分の95を乗じて得た金額とする。ただし、保険金額を限度とする。</u></p> <p>一 <u>非常事故株式等又は非常事故配当金請求権についてそれぞれ当該事由の発生直後に評価した額（ただし、当該事由の発生直後において当該事由に起因して受けた損失に係る評価の算定が困難な場合にあつては、当該評価の算定にあたり合理的に可能となった時点において評価した額とする。）</u></p> <p>二 <u>当該事由の発生により取得した金額（以下「取得金」という。）又は取得し得べき金額（以下「取得可能金」という。）</u></p> <p>三 <u>損失を軽減するために必要な措置を講じて回収した金額</u></p>	
①	<u>非常事故対象株式等について同項第1号の事由又は同項第2号、第3号若しくは第4号の損害の発生の直前に評価した額</u>							
②	<u>非常事故対象株式等について当該事由の発生直後に評価した額（ただし、当該事由の発生直後において当該事由に起因して受けた損失に係る評価の算定が困難な場合にあつては、当該評価の算定にあたり合理的に可能となった時点において評価した額とする。）</u>							
③	<u>被保険投資の相手方及び中間企業に係る損害の発生の直前の各財務諸表等における簿価純資産額のうち被保険者持分に相当する各金額のうち最も少ない金額</u>							

④	<p><u>非常事故対象株式等について、当該事由の発生により被保険者、被保険投資の相手方又は再投資先企業が取得した金額（以下「取得金」という。）又は取得し得べき金額（以下「取得可能金」という。）（ただし、被保険投資の相手方又は再投資先企業の金額については、被保険者持分に相当する金額に限る。以下⑤において同じ。）</u></p>		
⑤	<p><u>非常事故対象株式等について、被保険者、被保険投資の相手方又は再投資先企業が損失を軽減するために必要な措置を講じて回収した金額</u></p>		
⑥	<p><u>取得のための対価の額</u></p>		
<p><u>二 前条第1項第1号から第4号までのいずれかの事由に係る配当金請求権（支払期日の到来したもの又は第27条第1項の規定により日本貿易保険が損失の発生を確認したものに限る。以下「非常事故配当金請求権」という。）の損失においては、下表の①から②、③及び④を控除した残額に100分の95を乗じて得た金額とする。ただし、保険金額を限度とする。</u></p>			
①	<p><u>非常事故配当金請求権について、同項第1号の事由又は同項第2号、第3号若しくは第4号の損害の発生の直前に評価した額</u></p>		
②	<p><u>非常事故配当金請求権について、当該事由の発生直後に評価した額（ただし、当該事由の発生直後において当該事由に起因して受けた損失に係る評価の算定が困難な場合にあつては、当該評価の算定にあたり合理的に可能となった時点において評価した額とする。）</u></p>		

<p>③ <u>非常事故配当金請求権についての、取得金又は取得可能金（ただし、被保険投資の相手方又は再投資先企業の金額については、被保険者持分に相当する金額に限る。以下④において同じ。）</u></p>	
<p>④ <u>非常事故配当金請求権について、被保険者、被保険投資の相手方又は再投資先企業が損失を軽減するために必要な措置を講じて回収した金額</u></p>	
<p>2 前条第1項第5号の事由により受けた損失について日本貿易保険がてん補すべき額は、<u>対象株式等の喪失により支払われた金額に係る損失にあつては本邦への送金不能額と取得のための対価の額とのいずれか少ない金額（再投資の場合は、本邦又は被保険投資の相手方若しくは中間企業の所在する国若しくは地域への送金不能額、取得のための対価の額、並びに送金不能日の直前の被保険投資の相手方及び中間企業に係る財務諸表等における簿価純資産額のうち被保険者持分に相当する金額のいずれか少ない金額）から、次の各号に掲げる金額を控除した残額に、対象株式等に対する配当金に係る損失にあつては本邦（再投資の場合は、本邦又は被保険投資の相手方若しくは中間企業の所在する国若しくは地域）への送金不能額から次の各号に掲げる金額を控除した残額に、100分の95を乗じて得た金額とする。ただし、保険金額を限度とする。</u></p> <p>一 <u>当該事由の発生により被保険者、被保険投資の相手方又は再投資先企業が支出を要しなくなった金額（ただし、被保険投資の相手方又は再投資先企業の金額については、被保険者持分に相当する金額に限る。以下第2号及び第3号において同じ。）</u></p> <p>二 <u>当該送金不能額をもって被保険者、被保険投資の相手方又は再投資先企業が支出した金額</u></p> <p>三 <u>被保険者、被保険投資の相手方又は再投資先企業が損失を軽減</u></p>	<p>2 前条第1項第5号の事由により受けた損失について日本貿易保険がてん補すべき額は、<u>株式等の喪失により取得した金額に係る損失にあつては同号イからホまでのいずれかに該当する事由により2月以上の期間本邦に送金することができなかった金額（その事由の発生前に本邦に送金し得べきであった金額を除く。以下「送金不能額」という。）と当該株式等の取得のための対価の額とのいずれか少ない金額から、株式等に対する配当金に係る損失にあつては送金不能額から、次の各号に掲げる金額を控除した残額に、100分の95を乗じて得た金額とする。ただし、保険金額を限度とする。</u></p> <p>一 当該事由の発生により支出を要しなくなった金額</p> <p>二 当該送金不能額をもって支出した金額</p> <p>三 損失を軽減するために必要な措置を講じて回収した金額</p>

<p>するために必要な措置を講じて回収した金額</p> <p>3 前条第1項第6号の事由により受けた損失について日本貿易保険がてん補すべき額は、<u>対象株式等に係る損失にあつては当該事由に係る対象株式等（以下「信用事故対象株式等」という。）の取得のための対価の額（ただし、再投資の場合は別に特約に定めるものとする。以下、本項において同じ。）</u>から、配当金請求権に係る損失にあつては当該事由に係る配当金請求権（支払期日の到来したもの又は第27条第1項の規定により日本貿易保険が損失の発生を確認したものに限り。以下「信用事故配当金請求権」という。）に基づき取得し得べき配当金の額から、次の各号に掲げる金額を控除した残額に、100分の95を乗じて得た金額とする。ただし、保険金額を限度とする。</p> <p>一 当該事由の発生による<u>被保険者、被保険投資の相手方又は再投資先企業の取得金又は取得可能金（ただし、被保険投資の相手方又は再投資先企業の金額については、被保険者持分に相当する金額に限る。以下次号において同じ。）</u></p> <p>二 <u>被保険者、被保険投資の相手方又は再投資先企業が</u>損失を軽減するために必要な措置を講じて回収した金額</p> <p>4 被保険者が中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者又は資本金の額若しくは出資の総額が10億円未満の会社（中小企業者を除く。）であつて、事業の休止（<u>てん補対象企業である被保険投資の相手方に係るものに限る。以下、本項及び第4条第4項において同じ。）</u>の日以降3月以内に受けた損失について保険金の支払を請求するにあたり、日本貿易保険が次条第3項各号に定める書類の提出が困難であると認めるときは、第1項中の非常事故<u>対象株式等</u>について日本貿易保険がてん補すべき額は、以下のとおりとする。</p>	<p>3 前条第1項第6号の事由により受けた損失について日本貿易保険がてん補すべき額は、株式等に係る損失にあつては当該事由に係る株式等（以下「信用事故株式等」という。）の取得のための対価の額から、配当金請求権に係る損失にあつては当該事由に係る配当金請求権（支払期日の到来したもの又は第27条第1項の規定により日本貿易保険が損失の発生を確認したものに限り。以下「信用事故配当金請求権」という。）に基づき取得し得べき配当金の額から、次の各号に掲げる金額を控除した残額に、100分の95を乗じて得た金額とする。ただし、保険金額を限度とする。</p> <p>一 当該事由の発生による取得金又は取得可能金</p> <p>二 損失を軽減するために必要な措置を講じて回収した金額</p> <p>4 被保険者が中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者又は資本金の額若しくは出資の総額が10億円未満の会社（中小企業者を除く。）であつて、事業の休止の日以降3月以内に受けた損失について保険金の支払を請求するにあたり、日本貿易保険が次条第3項各号に定める書類の提出が困難であると認めるときは、第1項中の非常事故株式等について日本貿易保険がてん補すべき額は、以下のとおりとする。</p> <p>「前条第1項第2号から第4号までのいずれかの事由により受けた損失について日本貿易保険がてん補すべき額は、事業の休止の日</p>	
---	--	--

<p>「前条第1項第2号から第4号までのいずれかの事由により受けた損失について日本貿易保険がてん補すべき額は、事業の休止の日以降3月以内に発生した費用（通常、損益計算書において営業費用に該当する費用のうち、従業員の給与、地代家賃、水道光熱費、通信費等の費用をいい、財務費用や臨時的に発生した費用は含まない。）について、日本貿易保険が次条第4項に定める書類を基礎として確認することができた額（以下「休止期間営業費用」という。）、前条第1項第2号から第4号までのいずれかの事由による損害の発生直前に評価した額から、次の各号に掲げる金額を控除した残額に100分の95を乗じて得た金額とする。ただし、保険金額を限度とする。</p> <p>一 <u>当該事由発生による被保険者の取得金又は取得可能金</u></p> <p>二 <u>被保険者が損失を軽減するために必要な措置を講じて回収した金額</u></p> <p>5 <u>日本貿易保険は、第1項から第3項の規定にかかわらず、被保険者及び被保険投資の相手方を同じくする同種の保険契約（以下「別同種保険契約」という。）を締結している場合において、別同種保険契約において既に保険金の支払が生じている場合又は支払が予定されている場合にあつては、第1項から第3項に規定する「取得のための対価の額」を、「取得のための対価の額から当該別同種保険契約における保険金の支払に係る損失額を控除した額」と読み替えて適用する。ただし、別に特約で定める場合はこの限りではない。また、当該取得のための対価の額について、既に当該別同種保険契約における保険金の支払に係る毀損を反映した額に評価額が変更されている場合については、本項は適用しない。</u></p> <p>6 （略）</p>	<p>以降3月以内に発生した費用（通常、損益計算書において営業費用に該当する費用のうち、従業員の給与、地代家賃、水道光熱費、通信費等の費用をいい、財務費用や臨時的に発生した費用は含まない。）について、日本貿易保険が次条第4項に定める書類を基礎として確認することができた額（以下「休止期間営業費用」という。）、前条第1項第2号から第4号までのいずれかの事由による損害の発生直前に評価した額 <u>又は取得のための対価の額のいずれか少ない額</u> から、次の各号に掲げる金額を控除した残額に100分の95を乗じて得た金額とする。ただし、保険金額を限度とする。</p> <p>一 取得金又は取得可能金</p> <p>二 損失を軽減するために必要な措置を講じて回収した金額</p> <p>5 <u>プレミアム相当額を証券で定める場合には、第1項、第3項又は前項中「取得のための対価の額」は「取得のための対価の額（証券で定めるプレミアム相当額を除く。）」と、第1項又は第3項中「残額」は「残額に、当該事由の発生直前に被保険者の財務諸表等において被保険投資の相手方の株式等として計上されている額と当該時点における被保険投資の相手方評価額との差額（ただし、当該差額はゼロを下回らないものとする。）と証券で定めるプレミアム相当額に係る取得のための対価の額とのいずれか少ない金額から当該プレミアム相当額について当該事由の発生直後に評価した額を控除した残額を加えた額」と、それぞれ読み替えて適用する。</u></p> <p>6 （略）</p>	
<p>（評価額の基礎とする書類）</p>	<p>（評価額の基礎とする書類）</p>	

第4条 前条第1項の非常事故対象株式等について第2条第1項第1号の事由又は同項第2号、第3号若しくは第4号の損害の発生の直前に評価した額は、次の各号に定めるいずれかの書類におけるてん補対象企業の対象株式等の評価額（以下「直前評価額」という。）を基礎とするものとする。なお、本項及び第3項において、運用規程第7条第1項第3号又は第2項に基づき評価額を設定した場合にあっては、日本貿易保険が認めた場合を除き、当該設定に用いた財務諸表等に係る直近のものを用いることとする。

一 被保険投資の相手方に係る事由をてん補する場合にあっては、被保険者又は被保険投資の相手方の直近の監査済財務諸表等

二 再投資先企業に係る事由をてん補する場合にあって、被保険投資の相手方の対象株式等を評価するときは前号に定める監査済財務諸表等、再投資先企業の対象株式等を評価するときは、当該再投資先企業、被保険投資の相手方又は中間企業の直近の監査済財務諸表等

三 前二号の書類の提出が困難な場合は、直近の未監査財務諸表等（ただし、当該未監査財務諸表等を作成した企業の出資者の監査済財務諸表等の作成にあたり基礎となったものに限る。）

四 前各号の書類の提出が困難な場合は、日本貿易保険が特に認めた書類

2 前条第1項の非常事故配当金請求権について第2条第1項第1号の事由又は同項第2号、第3号若しくは第4号の損害の発生の直前に評価した額及び第3項の信用事故配当金請求権に基づき取得し得べき配当金の額は、てん補対象企業の取締役会等において配当として支払が決定され法的に支払義務が確定した金額とする。

第4条 前条第1項の非常事故株式等について第2条第1項第1号の事由又は同項第2号、第3号若しくは第4号の損害の発生の直前に評価した額は、次の各号に定めるいずれかの書類における被保険投資の相手方評価額（以下「直前評価額」という。）を基礎とするものとする。

一 直近の被保険投資の相手方の財務諸表等（公認会計士又はこれに準ずる者（以下、「公認会計士等」という。）が当該財務諸表等の適正性を保証したもの。以下「監査済財務諸表等」という。）

二 前号の書類の提出が困難な場合は、直近の被保険投資の相手方の財務諸表等（当該財務諸表等の適正性について公認会計士等による保証がないもの。以下「未監査財務諸表等」という。）であって、被保険者の監査済財務諸表等の作成にあたり基礎となった書類

三 前二号の書類の提出が困難な場合は、日本貿易保険が特に認めた書類

2 前条第1項の非常事故配当金請求権について第2条第1項第1号の事由又は同項第2号、第3号若しくは第4号の損害の発生の直前に評価した額及び第3項の信用事故配当金請求権に基づき取得し得べき配当金の額は、被保険投資の相手方の取締役会等において配当として支払が決定され法的に支払義務が確定した金額とする。

<p>3 前条第1項第1号の非常事故<u>対象</u>株式等について当該事由の発生直後に評価した額は、次の各号に定めるいずれかの書類における<u>当該非常事故対象株式等に係る</u>評価額（以下「直後評価額」という。）を基礎とするものとする。</p> <p>一 <u>被保険投資の相手方に係る事由をてん補する場合にあっては、</u>当該事由の発生後に評価された、<u>被保険者又は</u>被保険投資の相手方の監査済財務諸表等</p> <p>二 <u>再投資先企業に係る事由をてん補する場合にあって、被保険投資の相手方の対象株式等を評価するときは前号に定める監査済財務諸表等、再投資先企業の対象株式等を評価するときは、当該再投資先企業、被保険投資の相手方又は中間企業の直近の監査済財務諸表等</u></p> <p>三 前二号の書類の提出が困難な場合は、<u>当該事由の発生直後に作成された未監査財務諸表等（ただし、当該未監査財務諸表等を作成した企業の出資者の監査済財務諸表等の作成にあたり基礎となったものに限る。）</u></p> <p>四 前各号の書類の提出が困難な場合は、日本貿易保険が特に認めた書類</p> <p>4 前条第4項の非常事故<u>対象</u>株式等について、休止期間営業費用の額は、事業の休止期間中（事業の休止の日以降3月以内に限り。）に発生した当該費用を日本貿易保険が確認することができる帳票、当該費用が発生したことを証する書類、事業休止直前においても当該費用が営業費用とされていたことがわかる書類、当該費用につき事業休止直前から変更が発生している場合はその内容がわかる書類、その他日本貿易保険が求めた書類を基礎とするものとする。</p> <p>5 （略）</p>	<p>3 前条第1項第1号の非常事故株式等について当該事由の発生直後に評価した額は、次の各号に定めるいずれかの書類における<u>被保険投資の相手方</u>評価額（以下「直後評価額」という。）を基礎とするものとする。</p> <p>一 当該事由の発生後に評価された被保険投資の相手方の監査済財務諸表等</p> <p>二 前号の書類の提出が困難な場合は、<u>当該事由の発生後に評価された被保険投資の相手方の未監査財務諸表等であって、被保険者の監査済財務諸表等の作成にあたり基礎となった書類</u></p> <p>三 前二号の書類の提出が困難な場合は、日本貿易保険が特に認めた書類</p> <p>4 前条第4項の非常事故株式等について、休止期間営業費用の額は、事業の休止期間中（事業の休止の日以降3月以内に限り。）に発生した当該費用を日本貿易保険が確認することができる帳票、当該費用が発生したことを証する書類、事業休止直前においても当該費用が営業費用とされていたことがわかる書類、当該費用につき事業休止直前から変更が発生している場合はその内容がわかる書類、その他日本貿易保険が求めた書類を基礎とするものとする。</p> <p>5 （略）</p>	
<p>（取得のための対価の額に係る制限）</p>	<p>（取得のための対価の額に係る制限）</p>	

第5条 対象株式等について第3条第1項、第2項又は第4項の規定により算定した日本貿易保険がてん補すべき額又はその累計額が取得のための対価の額から次の各号に掲げる金額を控除した残額を超えるときは、日本貿易保険がてん補すべき額は、これらの規定にかかわらず、その残額とする。

一 当該事由発生前における当該対象株式等の喪失（第2条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する事由によるものを除く。）により取得した金額又は取得し得べき金額（送金不能額が含まれる場合にあつては、これらの金額から当該送金不能額を控除した残額）とその喪失した対象株式等の取得のための対価の額（再投資の場合にあつては、この証券記載の保険金額（証券に当該対象株式等の保険金額の記載がない場合は、その直近の評価額））とのいずれか多い金額

二 当該事由発生前における第2条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する事由の発生による被保険者、被保険投資の相手方又は再投資先企業の取得金又は取得可能金（ただし、被保険投資の相手方又は再投資先企業の金額については、被保険者持分に相当する金額に限る。）

三 第3条第1項第1号④、⑤、若しくは第2号③、④、又は第2項から第4項の各号に規定する金額

2 対象株式等について第3条第3項の規定により算定した日本貿易保険がてん補すべき額と当該対象株式等について第2条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当する事由により生じた損失についてこの約款による保険契約に基づきてん補した額又はその累計額との合計額が取得のための対価の額から次の各号に掲げる金額を控除した残額を超えるときは、日本貿易保険がてん補すべき額は、これらの規定にかかわらず、その残額とする。

第5条 株式等について第3条第1項、第2項又は第4項の規定により算定した日本貿易保険がてん補すべき額又はその累計額が当該株式等の取得のための対価の額から次の各号に掲げる金額を控除した残額を超えるときは、日本貿易保険がてん補すべき額は、これらの規定にかかわらず、その残額とする。

一 当該事由発生前における当該株式等の喪失（第2条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する事由によるものを除く。）により取得した金額又は取得し得べき金額（送金不能額が含まれる場合にあつては、これらの金額から当該送金不能額を控除した残額）とその喪失した株式等の取得のための対価の額とのいずれか多い金額

二 当該事由発生前における第2条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する事由の発生による取得金又は取得可能金

三 第3条第1項各号、第2項各号又は第4項各号に規定する金額

2 株式等について第3条第3項の規定により算定した日本貿易保険がてん補すべき額と当該株式等について第2条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当する事由により生じた損失についてこの約款による保険契約に基づきてん補した額又はその累計額との合計額が当該株式等の取得のための対価の額から次の各号に掲げる金額を控除した残額を超えるときは、日本貿易保険がてん補すべき額は、これらの規定にかかわらず、その残額とする。

<p>一 当該事由の発生前における当該<u>対象</u>株式等の喪失（第2条第1項第1号から第4号まで又は第6号のいずれかに該当する事由によるものを除く。）により<u>被保険者、被保険投資の相手方又は再投資先企業が取得した金額又は取得し得べき金額（被保険投資の相手方又は再投資先企業の本邦に送金し得べき金額については、いずれも被保険者持分に相当する金額とし、送金不能額が含まれる場合にあつては、これらの金額から当該送金不能額を控除した残額）と喪失した対象株式等の取得のための対価の額（再投資の場合にあつては、この証券記載の保険金額（証券に当該対象株式等の保険金額の記載がない場合は、その直近の評価額））</u>とのいずれか多い金額</p> <p>二 当該事由発生前における第2条第1項第1号から第4号まで又は第6号のいずれかに該当する事由の発生による<u>被保険者、被保険投資の相手方又は再投資先企業の本邦に送金し得べき金額（ただし、被保険投資の相手方又は再投資先企業の本邦に送金し得べき金額については、被保険者持分に相当する金額に限る。以下次号において同じ。）</u></p> <p>三 （略）</p>	<p>一 当該事由の発生前における当該株式等の喪失（第2条第1項第1号から第4号まで又は第6号のいずれかに該当する事由によるものを除く。）により取得した金額又は取得し得べき金額（送金不能額が含まれる場合にあつては、これらの金額から当該送金不能額を控除した残額）と喪失した株式等の取得のための対価の額とのいずれか多い金額</p> <p>二 当該事由発生前における第2条第1項第1号から第4号まで又は第6号のいずれかに該当する事由の発生による取得金又は取得可能金</p> <p>三 （略）</p> <p><u>3 プレミアム相当額を証券で定める場合には、前2項中「取得のための対価の額」は「取得のための対価の額（証券で定めるプレミアム相当額に係る取得のための対価の額を含む。）」と読み替えて適用する。</u></p>	
<p>（取得金の送金不能に係る取扱い）</p> <p>第6条 日本貿易保険は、第3条第1項、第3項及び第4項並びに前条の規定にかかわらず、取得金又は取得可能金のうち次の各号のいずれかに該当する事由により本邦<u>又は被保険投資の相手方若しくは中間企業の所在する国若しくは地域</u>に送金することができない金額（その事由の発生前に送金し得べきであった金額を除く。以下「送金不能取得額」という。）が生じたときは、第3条第1項、第3項</p>	<p>（取得金の送金不能に係る取扱い）</p> <p>第6条 日本貿易保険は、第3条第1項、第3項及び第4項並びに前条の規定にかかわらず、取得金又は取得可能金のうち次の各号のいずれかに該当する事由により本邦に送金することができない金額（その事由の発生前に<u>本邦に</u>送金し得べきであった金額を除く。以下「送金不能取得額」という。）が生じたときは、第3条第1項、第3項及び第4項並びに前条の規定により算定した日本貿易保険が</p>	

<p>及び第4項並びに前条の規定により算出した日本貿易保険がてん補すべき額のほか、その額と第3条第1項第1号④、第2号③、第3項第1号若しくは第4項第1号又は前条第1項第2号若しくは第2項第2号に規定する金額から送金不能取得額を控除した残額をそれぞれ第3条第1項第1号④、第2号③、第3項第1号、第2号若しくは第4項第1号又は前条第1項第2号若しくは第2項第2号に規定する金額とみなして第3条第1項、第3項及び第4項並びに前条の規定を適用して算出した日本貿易保険がてん補すべき額との差額をてん補するものとする。</p> <p>一～六 （略）</p>	<p>てん補すべき額のほか、その額と第3条第1項第2号、第3項第1号若しくは第4項第1号又は前条第1項第2号若しくは第2項第2号に規定する金額から送金不能取得額を控除した残額をそれぞれ第3条第1項第2号、第3項第1号若しくは第4項第1号又は前条第1項第2号若しくは第2項第2号に規定する金額とみなして第3条第1項、第3項及び第4項並びに前条の規定を適用して算出した日本貿易保険がてん補すべき額との差額をてん補するものとする。</p> <p>一～六 （略）</p>	
<p>（みなし取得金） 第7条 前条の適用に関しては、被保険者、被保険投資の相手方又は中間企業が譲渡することができる取得金（金銭で取得したものを除く。）をその取得の日から2月以内に金銭で取得しなかったときは、その期間を経過した日に金銭で取得したものとみなす。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合はこの限りでない。</p>	<p>（みなし取得金） 第7条 前条の適用に関しては、被保険者が譲渡することができる取得金（金銭で取得したものを除く。）をその取得の日から2月以内に金銭で取得しなかったときは、その期間を経過した日に金銭で取得したものとみなす。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合はこの限りでない。</p>	
<p>（免責） 第8条 日本貿易保険は、第20条第3項に規定するもののほか、次の損失をてん補する責めに任じない。</p> <p>一 第2条第1項第1号から第5号までのいずれかの事由により受けた損失であって、被保険者等又は被保険投資の相手方若しくは再投資先企業の故意又は重大な過失により生じたもの</p> <p>二 第2条第1項第6号の事由により受けた損失であって、被保険者等又は被保険投資の相手方若しくは再投資先企業（被保険者等が直接又は間接の投資その他の方法によりその経営を実質的に支</p>	<p>（免責） 第8条 日本貿易保険は、第20条第3項に規定するもののほか、次の損失をてん補する責めに任じない。</p> <p>一 第2条第1項第1号から第5号までのいずれかの事由により受けた損失であって、保険契約者、被保険者若しくは保険金を受取るべき者若しくはこれらの者の役員、代理人若しくは使用人（以下「被保険者等」という。）又は被保険投資の相手方の故意又は重大な過失により生じたもの</p> <p>二 第2条第1項第6号の事由により受けた損失であって、被保険者等又は被保険投資の相手方（被保険者等が株式等の所有その他の方法によりその経営を実質的に支配しているものに限る。）の</p>	

<p>配しているものに限る。)の故意又は重大な過失により生じたもの</p> <p>三 保険契約者又は被保険者が法令（外国の法令を含む。）違反によって取得した対象株式等、配当金請求権又は取得金等について生じた損失</p> <p>四 被保険者等が不正競争防止法（平成5年法律第47号）又は刑法（明治40年法律第45号）の贈賄に関する規定違反によって取得した対象株式等、配当金請求権又は取得金等について生じた損失</p> <p>五 （略）</p>	<p>故意又は重大な過失により生じたもの</p> <p>三 保険契約者又は被保険者が法令（外国の法令を含む。）違反によって取得した株式等、配当金請求権又は取得金等について生じた損失</p> <p>四 被保険者等が不正競争防止法（平成5年法律第47号）又は刑法（明治40年法律第45号）の贈賄に関する規定違反によって取得した株式等、配当金請求権又は取得金等について生じた損失</p> <p>五 （略）</p>	
<p>（保険金不払、保険金返還、保険契約の解除）</p> <p>第9条 日本貿易保険は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該保険金の全部若しくは一部を支払わず又は当該保険金の全部若しくは一部を返還させることができる。</p> <p>一 第2条第1項第1号から第5号までのいずれかの事由により受けた損失が、被保険者等又は被保険投資の相手方若しくは再投資先企業の過失（重大な過失を除く。）により生じたとき</p> <p>二 第2条第1項第6号の事由により受けた損失が、被保険者等又は被保険投資の相手方若しくは再投資先企業（被保険者等が直接又は間接の投資その他の方法によりその経営を実質的に支配しているものに限る。）の過失（重大な過失を除く。）により生じたとき</p> <p>三～五 （略）</p> <p>2 日本貿易保険は、第20条第1項、第21条第2項、第3項及び第22条第4項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、保険契約を解除することができる。</p> <p>一～二 （略）</p>	<p>（保険金不払、保険金返還、保険契約の解除）</p> <p>第9条 日本貿易保険は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該保険金の全部若しくは一部を支払わず又は当該保険金の全部若しくは一部を返還させることができる。</p> <p>一 第2条第1項第1号から第5号までのいずれかの事由により受けた損失が、被保険者等又は被保険投資の相手方の過失（重大な過失を除く。）により生じたとき</p> <p>二 第2条第1項第6号の事由により受けた損失が、被保険者等又は被保険投資の相手方（被保険者等が株式等の所有その他の方法によりその経営を実質的に支配しているものに限る。）の過失（重大な過失を除く。）により生じたとき</p> <p>三～五 （略）</p> <p>2 日本貿易保険は、第20条第1項、第21条第2項、第3項及び第22条第4項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、保険契約を解除することができる。</p> <p>一～二 （略）</p>	

<p>三 被保険者等が、<u>対象</u>株式等、配当金請求権又は取得金等の取得に関して不正競争防止法又は刑法の贈賄に関する規定に違反したとき</p> <p>四 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>三 被保険者等が、株式等、配当金請求権又は取得金等の取得に関して不正競争防止法又は刑法の贈賄に関する規定に違反したとき</p> <p>四 (略)</p> <p>3 (略)</p>	
<p>(保険期間)</p> <p>第10条 日本貿易保険の保険責任の開始日及び終了日は、運用規程に定める日とする。</p>	<p>(保険期間)</p> <p>第10条 日本貿易保険の保険責任の開始日及び終了日は、<u>海外投資保険運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00052。以下「運用規程」という。）</u>に定める日とする。</p>	
<p>(他の保険契約の通知義務)</p> <p>第11条 保険契約者又は被保険者は、<u>てん補対象企業に対する</u>投資について、この約款による保険契約に基づきてん補する危険と同種の危険をてん補する保険契約が存在することを知ったときは、当該事実を知った日から1月以内に当該保険契約について日本貿易保険に書面で通知しなければならない。</p>	<p>(他の保険契約の通知義務)</p> <p>第11条 保険契約者又は被保険者は、<u>被保険</u>投資について、この約款による保険契約に基づきてん補する危険と同種の危険をてん補する保険契約が存在することを知ったときは、当該事実を知った日から1月以内に当該保険契約について日本貿易保険に書面で通知しなければならない。</p>	
<p>(書類の保管義務等)</p> <p>第12条 被保険者は、<u>事業年度ごとの被保険投資の相手方及び再投資先企業</u>の監査済財務諸表等及び運用規程に定める書類を取得し、整理保管しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(書類の保管義務等)</p> <p>第12条 被保険者は、<u>被保険投資の相手方の事業年度ごと</u>の監査済財務諸表等及び運用規程に定める書類を取得し、整理保管しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	
<p>(損失の防止軽減等の義務)</p> <p>第15条 被保険者は、損失を防止軽減するため、他の債権における注意と同様の注意をもって一切の合理的措置を講じなければならない。</p> <p>2 被保険者は、損失の全部又は一部の賠償、補償その他これに準じるものを受けることができる場合は、<u>自ら及び被保険投資の相手方又は再投資先企業を通じた、</u>当該権利の行使又は保存に必要な手続を怠ってはならない。</p>	<p>(損失の防止軽減等の義務)</p> <p>第15条 被保険者は、損失を防止軽減するため、他の債権における注意と同様の注意をもって一切の合理的措置を講じなければならない。</p> <p>2 被保険者は、損失の全部又は一部の賠償、補償その他これに準じるものを受けることができる場合は、当該権利の行使又は保存に必要な手続を怠ってはならない。</p>	

<p>3～4 (略)</p>	<p>3～4 (略)</p>	
<p>(送金不能額等の管理義務) 第17条 被保険者は、<u>自ら並びに被保険投資の相手方又は再投資先企業を通じて</u>、送金不能額又は送金不能取得額が生じたときは、日本貿易保険の指示するところに従い、当該送金不能額（第2条第1項第5号ハ又はホに該当する事由によるものを除く。）又は送金不能取得額（第6条第1号又は第2号に該当する事由によるものを除く。）を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。</p>	<p>(送金不能額等の管理義務) 第17条 被保険者は、送金不能額又は送金不能取得額が生じたときは、日本貿易保険の指示するところに従い、当該送金不能額（第2条第1項第5号ハ又はホに該当する事由によるものを除く。）又は送金不能取得額（第6条第1号又は第2号に該当する事由によるものを除く。）を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。</p>	
<p>(調査に応ずる義務) 第18条 保険契約者又は被保険者は、日本貿易保険が被保険投資<u>及び再投資</u>に関し、調査、報告若しくは資料の提出を求めた場合又は海外投資保険に関する事務を取り扱う日本貿易保険の職員が被保険投資<u>及び再投資</u>に関する帳簿書類その他の物件を調査しようとした場合には、これに応じなければならない。 2 被保険者は、第31条第8項の規定により納付すべき金額に係る<u>対象</u>株式等、配当金請求権又は取得金等の保全上の必要に基づいて、日本貿易保険が業務若しくは資産の状況に関し報告若しくは資料の提出を求めた場合又は海外投資保険に関する事務を取り扱う日本貿易保険の職員が帳簿書類その他の物件を調査しようとした場合には、これに応じなければならない。</p>	<p>(調査に応ずる義務) 第18条 保険契約者又は被保険者は、日本貿易保険が被保険投資に関し、調査、報告若しくは資料の提出を求めた場合又は海外投資保険に関する事務を取り扱う日本貿易保険の職員が被保険投資に関する帳簿書類その他の物件を調査しようとした場合には、これに応じなければならない。 2 被保険者は、第31条第8項の規定により納付すべき金額に係る株式等、配当金請求権又は取得金等の保全上の必要に基づいて、日本貿易保険が業務若しくは資産の状況に関し報告若しくは資料の提出を求めた場合又は海外投資保険に関する事務を取り扱う日本貿易保険の職員が帳簿書類その他の物件を調査しようとした場合には、これに応じなければならない。</p>	
<p>(重大な変更) 第21条 被保険者が<u>てん補対象企業に対する直接又は間接の</u>投資に関し、海外投資保険手続細則（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00043。以下「手続細則」という。）第4条及び別表2に定める重大な変更を行ったときは、当該変更の日から1月以内かつ保険期間内にその旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。 2～5 (略)</p>	<p>(被保険投資の重大な変更) 第21条 被保険者が<u>被保険</u>投資に関し、海外投資保険手続細則（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00043。以下「手続細則」という。）第4条及び別表2に定める重大な変更を行ったときは、当該変更の日から1月以内かつ保険期間内にその旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。 2～5 (略)</p>	

<p>(贈賄行為に関与しない旨の宣誓義務等)</p> <p>第21条の2 保険契約者及び被保険者は、不正競争防止法及び刑法の規定に違反する贈賄行為にかかわっていないこと及び今後ともかかわらないことを日本貿易保険に対して誓約しなければならない。</p> <p>2 被保険者等が対象株式等、配当金請求権又は取得金等の取得に関して不正競争防止法又は刑法の贈賄に関する規定に違反した罪により起訴された場合、保険契約者又は被保険者は、日本貿易保険に対して速やかに報告しなければならない。</p>	<p>(贈賄行為に関与しない旨の宣誓義務等)</p> <p>第21条の2 保険契約者及び被保険者は、不正競争防止法及び刑法の規定に違反する贈賄行為にかかわっていないこと及び今後ともかかわらないことを日本貿易保険に対して誓約しなければならない。</p> <p>2 被保険者等が株式等、配当金請求権又は取得金等の取得に関して不正競争防止法又は刑法の贈賄に関する規定に違反した罪により起訴された場合、保険契約者又は被保険者は、日本貿易保険に対して速やかに報告しなければならない。</p>	
<p>(保険金の請求)</p> <p>第25条 被保険者又はその他の保険金の支払を請求しようとする者（以下「保険金請求人」という。）は、自己の費用をもって損失の計算を行い、保険金請求書に損失計算書、証拠書類その他必要な書類を添えて日本貿易保険に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の請求は、損失発生通知を行った日以降、対象株式等又は対象株式等喪失支払金等については損失の発生日から、配当金請求権については支払期日から9月以内に行うものとする。ただし、日本貿易保険が、特に猶予期間を定めた場合は、この限りでない。</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>(保険金の請求)</p> <p>第25条 被保険者又はその他の保険金の支払を請求しようとする者（以下「保険金請求人」という。）は、自己の費用をもって損失の計算を行い、保険金請求書に損失計算書、証拠書類その他必要な書類を添えて日本貿易保険に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の請求は、損失発生通知を行った日以降、株式等又は株式等喪失取得金等については損失の発生日から、配当金請求権については支払期日から9月以内に行うものとする。ただし、日本貿易保険が、特に猶予期間を定めた場合は、この限りでない。</p> <p>3～6 (略)</p>	
<p>(保険金請求権の消滅時効)</p> <p>第26条 保険金請求権は、対象株式等又は対象株式等喪失支払金等については損失の発生日から、配当金請求権については支払期日から3年を経過した場合、時効により消滅するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(保険金請求権の消滅時効)</p> <p>第26条 保険金請求権は、株式等又は株式等喪失取得金等については損失の発生日から、配当金請求権については支払期日から3年を経過した場合、時効により消滅するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	
<p>(他の保険契約等との関係)</p> <p>第29条 被保険投資及び再投資について、同種の保険が存在するときは、当該同種の保険契約のてん補すべき額と第3条のてん補すべき額（以下「てん補責任額」という。）の合計額に対するてん補責任</p>	<p>(他の保険契約等との関係)</p> <p>第29条 被保険投資について、同種の保険が存在するときは、当該同種の保険契約のてん補すべき額と第3条のてん補すべき額（以下「てん補責任額」という。）の合計額に対するてん補責任額の割合</p>	

<p>額の割合をてん補責任額に乗じて得た額を支払保険金額とする。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合は、この限りでない。</p>	<p>をてん補責任額に乗じて得た額を支払保険金額とする。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合は、この限りでない。</p>	
<p>(回収金の納付) 第31条 被保険者は、保険金の支払の請求がなされた後においても、非常事故<u>対象</u>株式等、信用事故<u>対象</u>株式等、非常事故配当金請求権、信用事故配当金請求権又は送金不能額若しくは送金不能取得額に関する権利を善良なる管理者の注意をもって、<u>自ら及び被保険投資の相手方又は再投資先企業を通じて</u>管理しなければならない。</p> <p>2 被保険者は、前条の規定にかかわらず、保険金の支払の請求がなされた後においても、自己又は日本貿易保険のために非常事故<u>対象</u>株式等又は信用事故<u>対象</u>株式等に係る権利、非常事故配当金請求権、信用事故配当金請求権、送金不能額又は送金不能取得額に係る権利その他の被保険者又は被保険投資の相手方<u>又は再投資先企業</u>が有する第三者に対する権利について、直接または被保険投資の相手方<u>及び再投資先企業</u>を通じその行使に努めなければならない。ただし、当該権利の行使の相手方についての破産手続開始の決定がなされたことその他やむをえない事由により当該権利を行使することが困難であることについて日本貿易保険の認定を受けたとき又は第5項若しくは次条第3項の規定に基づき権利行使等の委任を行ったときは、この限りではない。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 日本貿易保険は、第1項又は第2項による義務の履行のために要した合理的費用（被保険投資の相手方<u>及び再投資先企業</u>が要した合理的費用のうち被保険者の<u>持分</u>に相当する金額を含む。ただし、日本貿易保険が認めた金額に限る。）を取得した金額を限度として負担する。ただし、日本貿易保険が必要と認めたときは、その限度を</p>	<p>(回収金の納付) 第31条 被保険者は、保険金の支払の請求がなされた後においても、非常事故株式等、信用事故株式等、非常事故配当金請求権、信用事故配当金請求権又は送金不能額若しくは送金不能取得額に関する権利を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。</p> <p>2 被保険者は、前条の規定にかかわらず、保険金の支払の請求がなされた後においても、自己又は日本貿易保険のために非常事故株式等又は信用事故株式等に係る権利、非常事故配当金請求権、信用事故配当金請求権、送金不能額又は送金不能取得額に係る権利その他の被保険者又は被保険投資の相手方が有する第三者に対する権利について、直接または被保険投資の相手方を通じその行使に努めなければならない（<u>このうち非常事故株式等に係る権利については、被保険投資の相手方の事業が終了した場合又は事業の継続の不能が生じた場合に限る。</u>）。ただし、当該権利の行使の相手方についての破産手続開始の決定がなされたことその他やむをえない事由により当該権利を行使することが困難であることについて日本貿易保険の認定を受けたとき又は第5項若しくは次条第3項の規定に基づき権利行使等の委任を行ったときは、この限りではない。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 日本貿易保険は、第1項又は第2項による義務の履行のために要した合理的費用（被保険投資の相手方が要した合理的費用のうち被保険者の<u>持ち分</u>に相当する金額を含む。ただし、日本貿易保険が認めた金額に限る。）を取得した金額を限度として負担する。ただし、日本貿易保険が必要と認めたときは、その限度を超えて負担す</p>	

<p>超えて負担することがある。</p> <p>8 被保険者は、保険金の支払の請求がなされた後、自ら又は被保険投資の相手方若しくは再投資先企業が回収した金額（被保険投資の相手方又は再投資先企業が回収した金額については、当該回収した金額のうち被保険者の持分に相当する金額。ただし、日本貿易保険が認めた金額とする。）があるときは、回収のあった日（回収のあった日が保険金の支払を受けた日以前であるときは、保険金の支払を受けた日）から1月以内にその旨を日本貿易保険に通知し、かつ、日本貿易保険が指定する次の金額を日本貿易保険が指定する日までに日本貿易保険に自ら納付し、又は被保険投資の相手方をして納付させなければならない。</p>	<p>ることがある。</p> <p>8 被保険者は、保険金の支払の請求がなされた後、自ら又は被保険投資の相手方が回収した金額（被保険投資の相手方が回収した金額については、当該回収した金額のうち被保険者の持分に相当する金額。ただし、日本貿易保険が認めた金額とする。）があるときは、回収のあった日（回収のあった日が保険金の支払を受けた日以前であるときは、保険金の支払を受けた日）から1月以内にその旨を日本貿易保険に通知し、かつ、日本貿易保険が指定する次の金額を日本貿易保険が指定する日までに日本貿易保険に自ら納付し、又は被保険投資の相手方をして納付させなければならない。</p>	
<p style="text-align: center;">支払保険金額</p> $A) \quad \frac{\text{回収金額} - \text{第3条各項に規定する残額}}{\times \text{（送金不能取得額が生じたときは、残額にその額を加えた額）}}$ <p>Aは、第2項による義務の履行のために要した合理的費用（被保険投資の相手方又は再投資先企業が要した合理的費用のうち被保険者の持分に相当する金額を含む。ただし、日本貿易保険が認めた金額に限る。）</p>	<p style="text-align: center;">支払保険金額</p> $A) \quad \frac{\text{回収金額} - \text{第3条各項に規定する残額}}{\times \text{（送金不能取得額が生じたときは、残額にその額を加えた額）}}$ <p>Aは、第2項による義務の履行のために要した合理的費用（被保険投資の相手方が要した合理的費用のうち被保険者の持分に相当する金額を含む。ただし、日本貿易保険が認めた金額に限る。）</p>	
<p>9 被保険者、被保険投資の相手方又は再投資先企業が保険金の支払の請求後に送金不能額又は送金不能取得額の全額又は一部を支出したときは、当該支出に係る金額を回収したものとみなす。</p> <p>10～13 （略）</p>	<p>9 被保険者が保険金の支払の請求後に送金不能額又は送金不能取得額の全額又は一部を支出したときは、当該支出に係る金額を回収したものとみなす。</p> <p>10～13 （略）</p>	
<p>（換算率）</p> <p>第33条 この約款において、外貨を邦貨に、邦貨を外貨に、又は一の外貨を他の外貨に換算する場合に適用する外国為替相場は、次の各号のとおりとする。</p>	<p>（換算率）</p> <p>第33条 この約款において、外貨を邦貨に、邦貨を外貨に、又は一の外貨を他の外貨に換算する場合に適用する外国為替相場は、次の各号のとおりとする。</p>	

一～三 （略）

2 次の各号の金額が外貨建てのときは、当該金額は、次の各号の規定に基づき邦貨に換算するものとする。ただし、運用規程に定めた場合は、この限りでない（以下第3項及び第4項において同じ。）。

一 （略）

二 第3条第1項の損失の算定は、算定に用いる、同項中の各金額、第5条第1項に定める各金額又は第6条に規定する送金不能取得額の通貨が、第2条第1項第1号の事由又は同項第2号、第3号若しくは第4号の損害の発生の直前（以下「事由又は損害発生直前」という。）に評価した額の通貨と異なる場合は、下表に定める日において事由又は損害発生直前に評価した額の通貨に換算して行い、算定された額を事由又は損害発生直前の日における前項第1号の外国為替相場により邦貨に換算する。

(非常事故対象株式等の場合)

①	<u>事由又は損害発生直前に評価した額</u>	二
②	<u>事由の発生直後に評価した額（ただし、当該事由の発生直後において当該事由に起因して受けた損失に係る評価の算定が困難な場合にあつては、当該評価の算定にあたり合理的に可能となった時点において評価した額とする。）</u>	<u>事由又は損害発生直前の日</u>
③	<u>被保険投資の相手方及び中間企業に係る損害の発生の直前の各財務諸表等における簿価純資産額のうち被保険者持分に相当する各金額のうちも</u>	<u>事由又は損害発生直前の日</u>

一～三 （略）

2 次の各号の金額が外貨建てのときは、当該金額は、次の各号の規定に基づき邦貨に換算するものとする。ただし、運用規程に定めた場合は、この限りでない（以下第3項及び第4項において同じ。）。

一 （略）

二 第3条第1項の損失の算定は、算定に用いる、同項中の各金額、第5条第1項に定める各金額又は第6条に規定する送金不能取得額の通貨が、損害の発生の直前に評価した額の通貨と異なる場合は、次のイからニに定める日において同損害の発生の直前に評価した額の通貨に換算して行い、算定された額を損害の発生の直前の日（ただし、取得のための対価の額と損害の発生の直前に評価した額を比較すべき場合であつて、損害の発生の直前に評価した額の通貨において前者の額が後者の額を下回る場合は前号イに定める日）における前項第1号の外国為替相場により邦貨に換算する。

- イ 取得のための対価の額 払込日（当該日の認定が難しい場合は送金日）
- ロ 損害の発生の直後に評価した額 損害の発生の直前の日
- ハ 回収した金額 回収した日
- ニ その他の額 額が確定した日

	<u>つとも少ない金額</u>			
④	<u>取得金又は取得可能金（ただし、被 保険投資の相手方又は再投資先企業 の金額については、被保険者持分に 相当する金額に限る。以下⑤におい て同じ。）</u>	<u>額が確定した日</u>		
⑤	<u>被保険者、被保険投資の相手方又は 再投資先企業が損失を軽減するため に必要な措置を講じて回収した金額</u>	<u>回収した日</u>		
⑥	<u>取得のための対価の額</u>	<u>払込日（当該日 の認定が難しい 場合は送金日）</u>		
⑦	<u>第5条第1項第1号及び第2号に定 める各金額</u>	<u>額が確定した日</u>		
⑧	<u>第5条第1項第3号に定める金額</u>	<u>本項に規定した 日</u>		
<u>(非常事故配当金請求権の場合)</u>				
①	<u>事由又は損害発生直前に評価した額</u>	<u>二</u>		
②	<u>事由の発生直後に評価した額（ただ し、当該事由の発生直後において当 該事由に起因して受けた損失に係る 評価の算定が困難な場合にあつて は、当該評価の算定にあたり合理的</u>	<u>事由又は損害発 生直前の日</u>		

	<u>に可能となった時点において評価した額とする。)</u>	
③	<u>取得金又は取得可能金（ただし、被保険投資の相手方又は再投資先企業の金額については、被保険者持分に相当する金額に限る。)</u>	<u>額が確定した日</u>
④	<u>被保険者、被保険投資の相手方又は再投資先企業が損失を軽減するために必要な措置を講じて回収した金額</u>	<u>回収した日</u>
⑤	<u>第5条第1項第1号及び第2号に定める各金額</u>	<u>額が確定した日</u>
⑥	<u>第5条第1項第3号に定める金額</u>	<u>本項に規定した日</u>

三 第3条第2項の損失の算定は、算定に用いる、同項中の各金額又は第5条第1項に定める各金額の通貨が送金不能額の通貨と異なる場合は、下表に定める日において送金不能額の通貨に換算して行い、送金不能日（ただし、取得のための対価の額と送金不能額を比較すべき場合であって、送金不能額の通貨において前者の額が後者の額を下回る場合は第1号イに定める日）の前項第1号の外国為替相場により邦貨に換算する。

①	<u>取得のための対価の額</u>	<u>払込日（当該日の認定が難しい場合は送金日）</u>
---	-------------------	------------------------------

三 第3条第2項の損失の算定は、算定に用いる、同項中の各金額又は第5条第1項に定める各金額の通貨が送金不能額の通貨と異なる場合は、次のイからハの各金額をそれぞれに定める日において送金不能額の通貨に換算して行い、送金不能額が確定した日（ただし、取得のための対価の額と送金不能額を比較すべき場合であって、送金不能額の通貨において前者の額が後者の額を下回る場合は第1号イに定める日）の前項第1号の外国為替相場により邦貨に換算する。

イ 取得のための対価の額 払込日（当該日の認定が難しい場合は送金日）

ロ 回収した金額 回収した日

ハ その他の額 額が確定した日

②	<u>被保険投資の相手方及び中間企業に係る損害の発生の直前の各財務諸表等における簿価純資産額のうち被保険者持分に相当する各金額のうちもっとも少ない金額</u>	<u>送金不能日</u>
③	<u>当該送金不能額をもって支出した金額</u>	<u>支出した日</u>
④	<u>回収した金額</u>	<u>回収した日</u>
⑤	<u>第5条第1項第3号に定める金額</u>	<u>本項に規定した日</u>
⑥	<u>その他の額</u>	<u>額が確定した日</u>

四 第3条第3項の損失の算定は、算定に用いる、同項中の各金額、第5条第2項に定める各金額又は第6条に定める送金不能取得額の通貨が取得のための対価の額の通貨又は信用事故配当金請求権に基づき取得し得べき配当金の額の通貨と異なる場合は、下表に定める日において取得のための対価の額の通貨又は信用事故配当金請求権に基づき取得し得べき配当金の額の通貨に換算して行い、算定された額を第1号イに定める日又は信用事故配当金請求権に基づき取得し得べき配当金の額が確定した日における前項第1号の外国為替相場により邦貨に換算する。

①	<u>回収した金額</u>	<u>回収した日</u>
②	<u>第5条第2項第3号に定める金額</u>	<u>本項に規定した日</u>
③	<u>その他の額</u>	<u>額が確定した日</u>

五 第3条第4項の損失の算定は、算定に用いる、同項中の各金額、第5条第1項に定める各金額又は第6条に規定する送金不能取得額の通貨が、損害の発生の直前に評価した額の通貨と異なる

四 第3条第3項の損失の算定は、算定に用いる、同項中の各金額、第5条第2項に定める各金額又は第6条に定める送金不能取得額の通貨が取得のための対価の額の通貨又は信用事故配当金請求権に基づき取得し得べき配当金の額の通貨と異なる場合は、次のイ及びロの各金額をそれぞれに定める日において取得のための対価の額の通貨又は信用事故配当金請求権に基づき取得し得べき配当金の額の通貨に換算して行い、算定された額を第1号イに定める日又は信用事故配当金請求権に基づき取得し得べき配当金の額が確定した日における前項第1号の外国為替相場により邦貨に換算する。

- イ 回収した金額 回収した日
- ロ その他の額 額が確定した日

五 第3条第4項の損失の算定は、算定に用いる、同項中の各金額、第5条第1項に定める各金額又は第6条に規定する送金不能取得額の通貨が、損害の発生の直前に評価した額の通貨と異なる場合は、次のイからニの各金額をそれぞれに定める日において同損害の発生の直前に評価した額の通貨に換算して行い、算定された額を損害の発生の直前の日（ただし、取得のための対価の額と損害の発生の直前に評価した額を比較すべき場合であって、損害の発生の直前に評価した額の通貨において前者の額が後者の額を下回る場合は第1号イに定める日）における前項第1号の外国為替相場により邦貨に換算する。

場合は、下表に定める日において同損害の発生の直前に評価した額の通貨に換算して行い、算定された額を損害の発生の直前の日における前項第1号の外国為替相場により邦貨に換算する。

①	<u>休止期間営業費用</u>	<u>損害の発生の直前の日</u>
②	<u>回収した金額</u>	<u>回収した日</u>
③	<u>第5条第1項第3号に定める金額</u>	<u>本項に規定した日</u>
④	<u>その他の額</u>	<u>額が確定した日</u>

イ 取得のための対価の額 払込日（当該日の認定が難しい場合は送金日）

ロ 休止期間営業費用 損害の発生の直前の日

ハ 回収した金額 回収した日

ニ その他の額 額が確定した日

六 第3条第5項のプレミアム相当額の損失の算定は、算定に用いる、同項中の当該事由の発生直前に被保険者の財務諸表等において被保険投資の相手方の株式等として計上されている額、証券で定めるプレミアム相当額に係る取得のための対価の額又は当該プレミアム相当額について当該事由の発生直後に評価した額の通貨が、損害の発生の直前における被保険投資の相手方評価額（以下この号において、「直前相手方評価額」という。）の通貨と異なる場合は、次のイ及びロに定める日において、直前相手方評価額の通貨に換算して行い、算定された額を、損害の発生の直前の日（ただし、プレミアム相当額に係る取得のための対価の額と、当該事由の発生直前に被保険者の財務諸表等において被保険投資の相手方の株式等として計上されている額と直前相手方評価額との差額を比較すべき場合であって、直前相手方評価額の通貨において前者の額が後者の額を下回る場合は第1号イに定める日）における前項第1号の外国為替相場により邦貨に換算する。

イ プレミアム相当額に係る取得のための対価の額 当該額を定めた日

ロ 当該事由の発生直前に被保険者の財務諸表等において被保険投資の相手方の株式等として計上されている額及びプレミアム相当額について当該事由の発生直後に評価した額 損害の発生の直前の日

<p>3 第31条第8項の規定に基づき回収した金額（同条第9項又は第10項の規定により回収したものとみなされる金額を含む。）を納付する場合において、回収した金額が対象株式等に表示された通貨（以下「表示通貨」という。）と異なる通貨建てのときは、当該金額は、回収を確認した日（同条第9項又は第10項の場合にあっては、回収したものとみなされる日）における第1項各号の外国為替相場により表示通貨に換算するものとする。</p> <p>4～7 （略）</p>	<p>3 第31条第8項の規定に基づき回収した金額（同条第9項又は第10項の規定により回収したものとみなされる金額を含む。）を納付する場合において、回収した金額が株式等に表示された通貨（以下「表示通貨」という。）と異なる通貨建てのときは、当該金額は、回収を確認した日（同条第9項又は第10項の場合にあっては、回収したものとみなされる日）における第1項各号の外国為替相場により表示通貨に換算するものとする。</p> <p>4～7 （略）</p>	
<p>（保険契約の内容の変更等）</p> <p>第34条 保険契約者は、<u>てん補対象企業に対する直接又は間接の投資</u>の内容の変更（第21条第1項の重大な変更を除く。）がある場合には、保険契約の内容の変更を請求できる。</p> <p>2 保険契約者は、この約款に基づく保険契約のうち被保険投資の相手方が同一であるものについて、一の保険契約とすることを請求できる。<u>ただし、日本貿易保険と保険契約者が協議の上、合意した場合に限る。</u></p>	<p>（保険契約の内容の変更等）</p> <p>第34条 保険契約者は、<u>被保険投資</u>の内容の変更（第21条第1項の重大な変更を除く。）がある場合には、保険契約の内容の変更を請求できる。</p> <p>2 保険契約者は、この約款に基づく保険契約のうち被保険投資の相手方が同一であるものについて、一の保険契約とすることを請求できる。</p>	
<p>（保険金支払後の譲渡）</p> <p>第36条 保険金支払日以後において、被保険者が<u>自ら直接に保有する</u>非常事故<u>対象</u>株式等、信用事故<u>対象</u>株式等、非常事故配当金請求権又は信用事故配当金請求権を譲渡しようとするときは、譲受予定者と連名で事前に日本貿易保険の承認を受けなければならない。</p>	<p>（保険金支払後の譲渡）</p> <p>第36条 保険金支払日以後において、被保険者が、<u>非常事故株式等、信用事故株式等、非常事故配当金請求権又は信用事故配当金請求権のうち被保険者が有している部分</u>を譲渡しようとするときは、譲受予定者と連名で事前に日本貿易保険の承認を受けなければならな</p>	

<p>2 (略)</p>	<p>い。 2 (略)</p>	
<p>(質権又は譲渡担保の設定) 第37条 被保険者は、この約款に基づく保険契約について、保険の目的又は保険金請求権について質権又は譲渡担保を設定しようとするときは、当該質権又は譲渡担保権の取得予定者と連名で事前に日本貿易保険の承諾を得なければならない。ただし、保険の目的のみについて質権又は譲渡担保を設定しようとするときであって、日本貿易保険が認めた場合は、当該質権又は譲渡担保権の取得予定者との連名での承諾の取得は不要とし、被保険者が単名にて承諾を得ればよいものとする。</p> <p>2 被保険者は、<u>てん補対象企業若しくは中間企業の株式又はてん補対象企業向け貸付金債権（てん補対象企業の主要な事業資産等としててん補するものを含む。）</u>について質権又は譲渡担保を設定しようとするときは、事前に日本貿易保険の承諾を得なければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(質権又は譲渡担保の設定) 第37条 被保険者は、この約款に基づく保険契約について、保険の目的又は保険金請求権について質権又は譲渡担保を設定しようとするときは、当該質権又は譲渡担保権の取得予定者と連名で事前に日本貿易保険の承諾を得なければならない。ただし、保険の目的のみについて質権又は譲渡担保を設定しようとするときであって、日本貿易保険が認めた場合は、当該質権又は譲渡担保権の取得予定者との連名での承諾の取得は不要とし、被保険者が単名にて承諾を得ればよいものとする。</p> <p>2 被保険者は、<u>被保険投資の相手方が保有する再投資先企業の株式又は再投資先企業向け貸付金債権</u>について質権又は譲渡担保を設定しようとするときは、事前に日本貿易保険の承諾を得なければならない。<u>ただし、再投資先企業の事業に係る被保険投資の相手方の損失を第2条第1項第2号、第3号若しくは第4号又は第2項の特約に基づきてん補する場合に限る。</u></p> <p>3 (略)</p>	
<p>(取得のための対価の額等の変更) 第38条 保険契約者は、<u>てん補対象企業に対する直接又は間接の投資の内容の変更</u>その他合理的事由がある場合には、保険期間の開始の日の毎年の応当日の1月前までに日本貿易保険に書面で申請することにより、当該応当日以降の当該事由に係る取得のための対価の額<u>若しくは配当金の額又は再投資に係るてん補対象企業の対象株式等の取得に要した額若しくは評価額</u>の変更に関する日本貿易保険の承認の請求を行うことができる。</p>	<p>(取得のための対価の額等の変更) 第38条 保険契約者は、<u>被保険投資の内容変更</u>その他合理的事由がある場合には、保険期間の開始の日の毎年の応当日の1月前までに日本貿易保険に書面で申請することにより、当該応当日以降の当該事由に係る取得のための対価の額<u>（プレミアム相当額を証券で定める場合にあっては、証券で定めるプレミアム相当額を含む。）</u>又は配当金の額の変更に関する日本貿易保険の承認の請求を行うことができる。</p>	
<p><u>附 則</u></p>		

<p><u>この改正は、令和5年3月20日から実施する。</u></p>		
--------------------------------------	--	--